

一 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十九号）

改 正 後

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 （略）

2～4 （略）

5 令第十二条第一号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもつて取得することができる金銭をもつて取得することができる。

一一 （略）

改 正 前

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 （略）

2～4 （略）

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもつて取得することができる。

一一 （略）

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立時執行役員の候補者の生年月日、略歴及びその者が当該投資法人の設立時執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

## 二 (略)

三 設立時監督役員（法第七十一条第一項第六号に規定する設立時監督役員をいう。以下同じ。）の候補者の生年月日、略歴及びその者が当該投資法人の設立時監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

## 四／七 (略)

(創立総会参考書類)

第一百八条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

## 一 議案及び提案の理由

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立時執行役員の候補者の生年月日、略歴及びその者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

## 二 (略)

三 設立時監督役員（法第七十一条第一項第六号に規定する設立時監督役員をいう。以下同じ。）の候補者の生年月日、略歴及びその者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

## 四／七 (略)

(創立総会参考書類)

第一百八条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四項の規定により交付すべき創立総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

## 一 議案

二〇六 (略)

2 (略)

(訴え提起しない理由の通知方法)

第一百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六条、第一百九条第三項、第一百二十七条第二項及び第一百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六条、第一百十九条第三項、第一百二十七条第二項及び第一百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イヽチ (略)

三 (略)

(投資主名簿記載事項の記載等の請求)

第一百二十八条 法第七十九条第三項において準用する会社法第一百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二〇六 (略)

2 (略)

(訴え提起しない理由の通知方法)

第一百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六条、第一百九条第三項、第一百二十七条第二項及び第一百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百六条、第一百十九条第三項、第一百二十七条第二項及び第一百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断

イヽチ (略)

三 (略)

(投資主名簿記載事項の記載等の請求)

第一百二十八条 法第七十九条第三項において準用する会社法第一百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、投資口を当該投資口を発行した投資法人以外の者から取得した者が投資証券を提示し

て請求をした場合とする。

一 投資口取得者（法第七十九条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十三条第一項に規定する投資口取得者をいう。次号において同じ。）が投資証券を提示して請求をしたとき。

二 投資口取得者が法第八十八条第一項又は第二百四十九条の十七第一項の規定による売却に係る投資口を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十条第一項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる場合を除く。）

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合（法第八十条第一項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる場合を除く。）

（子法人による親法人投資口の取得）

第二百三十一条 法第八十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を

（新設）

一 投資口取得者（法第七十九条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十三条第一項に規定する投資口取得者をいう。次号において同じ。）が投資証券を提示して請求をしたとき。

二 投資口取得者が法第八十八条第一項又は第二百四十九条の十七第一項の規定による売却に係る投資口を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

（子法人による親法人投資口の取得）

第二百三十一条 法第八十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を

取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項  
第一号及び前三号に掲げる場合を除く。）

取得することが必要、かつ、不可欠である場合（法第八十一条第二項  
二項第一号及び前三号に掲げる場合を除く。）

（投資主総会参考書類の一般的記載事項）

第一百四十二条 投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 提案の理由（議案が執行役員の提出に係るものに限り、投資主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

三 （略）

2～5 （略）

（執行役員の選任に関する議案）

第一百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 候補者が当該投資法人の執行役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

四～六 （略）  
2・3 （略）

（投資主総会参考書類の一般的記載事項）

第一百四十二条 投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 （新設）

2～5 （略）

（執行役員の選任に関する議案）

第一百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

四～六 （略）  
2・3 （略）

(監督役員の選任に関する議案)

第一百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 候補者が当該投資法人の監督役員に就任した場合において投資法人の計算に関する規則第七十四条第六号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

四 (略)

五 候補者が現に当該投資法人の監督役員であるときは、当該投資法人における地位

六 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第一百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・五 (略)

六 当該候補者が当該投資法人、その親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあっては、当該投資

(監督役員の選任に関する議案)

第一百四十五条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

四 (略)

五 候補者が現に当該投資法人の監督役員であるときは、当該投資法人における地位及び担当

六 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第一百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・五 (略)

六 当該候補者が当該投資法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあっては、当該投資

投資法人）の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第一百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第一百五十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第六十一条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。

一 法第一百十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 法第一百十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合

三 法第一百十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとさ

法人）の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（新設）

れた場合

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過するまでの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第一百四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 （略）

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過するまでの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第一百四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 （略）

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号[一]第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 （略）

2 (略)

(投資法人債権者集会参考書類)

第一百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案及び提案の理由

二 (略)

2 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第一百九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

一 (略)

二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第二条第二項第四号）に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅法人の投資主（当該吸収合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

2 (略)

(投資法人債権者集会参考書類)

第一百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 (略)

2 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第一百九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

一 (略)

二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第二条第二項第十一号）に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅法人の投資主（当該吸収合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

三 (略)

4・5 (略)

(訴え提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者（資産運用会社のうち、法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 (略)

三 (略)

4・5 (略)

(訴え提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者（資産運用会社のうち、法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断

三 (略)

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改 正 後

目次

第一編 （略）

第二編 会計帳簿

第一章 （略）

第二章 資産及び負債

第一節 資産及び負債の評価

第一款 通則（第五条—第七条）

第二款 合併の際の資産及び負債の評価（第八条）

第二節 のれん（第九条—第十四条）

（削る）

（削る）

第三章 （略）

第三編・第四編 （略）

附則

（定義）

第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会

改 正 前

目次

第一編 （略）

第二編 会計帳簿

第一章 （略）

第二章 資産及び負債

第一節 資産及び負債の評価

第一款 通則（第五条—第七条）

第二款 合併の際の資産及び負債の評価（第八条）

第二節 のれん

第一款 通則（第九条）

第二款 吸収合併（第十条—第十二条）

第三款 新設合併（第十三条・第十四条）

第三章 （略）

第三編・第四編 （略）

附則

（定義）

第二条 この府令において「有価証券」、「デリバティブ取引」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運

社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失をいう。

三 支配取得 投資法人が他の投資法人（当該投資法人と当該他の投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の投資法人の事業に対する支配を得ることをいう。

四 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他のすべての投資法人を支配している場合における当該二以上の投資法人に係る関係をいう。

五 吸収合併対象財産 吸収合併（法第一百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により吸収合併存続法人（同項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

六 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併

用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、デリバティブ取引、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 吸収合併対象財産 吸収合併（法第一百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により吸収合併存続法人（同項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

三 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併

消滅法人（法第百四十七条第一項第一号に規定する吸收合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。

七 吸收合併対価時価 吸收合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸收合併対価の価額をいう。  
(削る)

八 先行取得分投資口 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 吸收合併の場合 吸收合併の直前に吸收合併存続法人が有する吸收合併消滅法人の投資口又は吸收合併の直前に吸收合併消滅法人が有する当該吸收合併消滅法人の投資口

ロ 新設合併（法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合 各新設合併消滅法人（同項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口

九 新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人（法第百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

十 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。

消滅法人（法第百四十七条第一項第一号に規定する吸收合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。

四 吸收合併対価時価 吸收合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸收合併対価の価額をいう。  
四の二 吸收合併対価簿価 吸收合併対価である金銭の額をいう。

五 吸收合併簿価投資主資本額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額をいう。

イ 吸收合併対象財産（資産（吸收合併存続法人の自己投資口となる投資口を含む。）に付すべき価額

ロ 吸收合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額

六 新設合併対象財産 新設合併（法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）により新設合併設立法人（同項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

七 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人（法第百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口をいう。

十一 (略)

(削る)

十二 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、新設合併により支配取得をするものをいう。

十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承

継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。

十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をいう。

十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非

対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。

(削る)

八 (略)

九 新設合併簿価投資主資本額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額をいう。

イ 新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額  
ロ 新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額

十 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、一の投資法人の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立法人における帳簿価額とすべき場合における当該一の投資法人をいう。

(新設)

(新設)

十一 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他のすべての投資法人を支配している場合における当該二以上の投資法人に係る関係をいう。

十二 中間子法人等 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法

(削る)

人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）であるものとして計算すべき場合において、吸收合併消滅法人の投資主のうち、吸收合併消滅法人の親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）その他の当該吸收合併消滅法人を支配する者及びその子法人（当該支配する者が投資法人でない場合におけるその子法人に相当するものを含む。）であつて、吸收合併消滅法人及び吸收合併存続法人以外のものをいう。

（削る）

十六

（略）

十七 ヘッジ会計 ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。）に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

十四  
（略）

十五 ヘッジ会計 ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

十八 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の

使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものを行う。

十九 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ

取引により生じる債権（これらに準ずるもの含む。）をいう。

）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるもの含む。）をいう。）をいう。

二十 貸貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産

であつて、貸貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（新設）  
（新設）

第八条 吸收合併存続法人は、吸收合併が当該吸收合併存続法人による支配取得に該当する場合その他の吸收合併対象財産に時価を付すべき場合を除き、吸收合併対象財産には、吸收合併消滅法人における当該吸收合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

第八条 吸收合併存続法人は、吸收合併対象財産の全部の取得原価を吸收合併対価の時価その他当該吸收合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合を除き、吸收合併対象財産には、吸收合併消滅法人における当該吸收合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 (略)

第二節 のれん

2 (略)

第二節 のれん

(削る)

## 第一款 通則

第九条 投資法人は、吸収合併又は新設合併をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

(削る)

第十条から第十四条まで 削除

第九条 投資法人は、この節に定めがある場合に限り、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

## 第二款 吸収合併

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十条 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一 吸収合併存続法人が吸収合併の直前に吸収合併消滅法人の投資口を有しているとき 当該投資口

二 吸収合併に係る費用があるとき 当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきもの

(共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上)

第十条の二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次条第一項に規定する場合及び

第二十三条の規定を適用する場合を除く。)において、次の各号に掲げるときは、吸收合併存続法人は、吸收合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、吸收合併対価の一部が吸收合併存続法人の投資口である場合には、第一号に定めるのれんは、吸收合併対価額を超えて計上することはできない。

イに掲げる額が口に掲げる額未満である場合(吸收合併対価の

全部が吸收合併存続法人の投資口である場合を除く。)その差

額に対応する部分についての資産としてののれん

イ(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額

(1) 吸收合併対価投資主資本額

(2) 吸收合併の直前に吸收合併存続法人が有する吸收合併消滅

法人の投資口の帳簿価額

ロ 吸收合併対価簿価

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額以上である場合(吸收合併対価の全部又は一部が吸收合併存続法人の投資口である場合を除く。)その差額に対応する部分についての負債としてののれん

イ 前項の場合には、同項の規定により計上するのれんの額は、吸收

合併簿価投資主資本額には、算入しない。

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一條 吸收合併消滅法人が吸收合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸收合併存続法人は、吸收合併に際し

て、少數投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができます。

2 第十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。）において、少數投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。

3 前条（第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。）の規定は、第一項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合に限る。）において、少數投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価（少數投資主に交付する吸収合併対価に相当する部分に限る。）」と、同項第一号イ(1)中「吸収合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸収合併簿価投資主資本額（少數投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に對応する部分に限る。）」と読み替えるものとする。

4 前条（第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。）の規定は、第一項に規定する場合において、中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価（中間子法人等に交付する吸収合併対価に相

(削  
る)

当する部分に限る。)」と、同項第一号イ(1)中「吸收合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸收合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸收合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。)」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する場合には、吸收合併存続法人が有する吸收合併消滅法人の投資口の帳簿価額と吸收合併簿価投資主資本額（吸收合併存続法人が有する吸收合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）との差額は、利益又は損失に計上する。

(のれんの計上の禁止)

第十二条 吸收合併対象財産に吸收合併消滅法人における吸收合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸收合併存続法人は、吸收合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 前二条の規定によりのれんを計上することができる場合
- 二 吸收合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

第三款 新設合併

(時価等で評価する場合におけるのれんの計上)

**第十三条 新設合併対象財産**（新設合併取得法人の財産を除く。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合は、新設合併設立法人は、新設合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

一 新設合併設立法人が新設合併の直前に新設合併消滅法人（新設合併取得法人を除く。）の投資口を有しているとき 当該投資口

二 新設合併に係る費用があるとき 当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきもの

3 第一項に規定する場合において、新設合併取得法人が新設合併の直前にのれんを計上しているときは、新設合併設立法人は、当該のれんを資産又は負債として計上することができる。

#### （のれんの計上の禁止）

**第十四条 新設合併対象財産**の全部につき新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、新設合併設立法人は、新設合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 新設合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

(募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合)

第十六条 法第八十二条から第八十四条までに定めるところにより募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合には、出資総額増加額は、同条第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百八条第一項の規定により払込みを受けた金額の額（次の各号に掲げる場合における金額にあつては、当該各号に定める額）とする。

(募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合)

第十六条 法第八十二条から第八十四条までに定めるところにより募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合には、出資総額増加額は、同条第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金額の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、法第八十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）とする。

(新設)

一 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該外国の通貨につき法第八十二条第一項第三号の期日（同条第二項の場合にあつては同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日、同条第一項第三号の期間を定めた場合にあつては法第八十四条第一項において準用する会社法第一百八条第一項の規定により払込みを受けた日。次号において同じ。）の為替相場に基づき算出された額

(新設)

二 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき法第八十二条第一項第三号の期日の為替相場に基づき算出された額を含む。）によ

り出資総額増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の  
当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

(出資剰余金の額)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととする必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適當な額については、出資剰余金の額を減少させないことが適當な額についても、出資剰余金の額を減少させないことができる。この場合においては、当該減少させない額に対応する額は、出資剰余金以外の剰余金（第三十九条第二項第三号に規定する剰余金をいう。）から減少させるものとする。

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合における吸収合併存続法人の投資主資本等の変動額)

第二十二条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、吸収合併存続法人において変動する投資主資本等の総額（次項において「投資主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅法人による支配取得に該当する場合を除く。） 吸収合併対価時価又は

(出資剰余金の額)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 前項及び次節の場合において、これらの規定により減少すべき出資剰余金の額の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の出資総額

ロ 吸収合併投資主資本変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併投資主資本変動額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

吸收合併対象財産の時価を基礎として算定する方法（次号において「吸收合併対価時価等を基礎として算定する方法」という。）

二 吸收合併存続法人と吸收合併消滅法人が共通支配下関係にある場合 吸收合併対象財産の吸收合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（吸收合併対価時価等を基礎として算定する方法）

て算定する方法（吸收合併対価時価等を基礎として算定する方法によるべき部分にあっては、当該方法。次号において「帳簿価額等を基礎として算定する方法」という。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 帳簿価額等を基礎として算定する方法

四 前二号に掲げる場合以外の場合 帳簿価額等を基礎として算定する方法

吸收合併対価の全部又は一部が吸收合併存続法人の投資口である場合には、吸收合併存続法人の出資総額及び出資剰余金の増加額は投資主資本等変動額の範囲内で吸收合併存続法人が吸收合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は変動しないものとする。ただし、投資主資本等変動額が零未満の場合には、当該投資主資本等変動額を任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の変動額とし、出資総額及び出資剰余金の額は変動しないものとする。

二 吸收合併後の出資剰余金の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸收合併の直前の出資剰余金の額

ロ 吸收合併投資主資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額

三 吸收合併後の任意積立金の額 吸收合併の直前の任意積立金の額

四

吸收合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 吸收合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸收合併投資主資本変動額が零未満であるときは、吸收合併前項に規定する「吸收合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 吸收合併対象財産の全部の取得原価を吸收合併対価の時価その他当該吸收合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合 吸收合併対価時価（吸收合併存続法人の投資口に係るものに限る。）

二 吸收合併消滅法人と吸收合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額

イ 吸收合併簿価投資主資本額

ロ 吸收合併の直前に吸收合併存続法人が有する吸收合併消滅法人の投資口の帳簿価額

### ハ 吸収合併対価簿価

三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限る。）イ及びロに掲げる額の合計額

イ 吸収合併対価時価（少數投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口に係るものに限る。）

ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）から中間子法人等に交付する吸収合併対価簿価を減じて得た額

四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。）吸収合併簿価投資主資本額（少數投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）から吸収合併対価簿価を減じて得た額

五 前各号の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 第二号に定めるところに準じて計算して得た額

（投資主資本等を引き継ぐ場合における吸収合併存続法人の投資主

資本等の変動額）

（出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本）

第二十三条 吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金

**第二十三条** 前条の規定にかかわらず、吸收合併対価の全部が吸收合併存続法人の投資口である場合であつて、吸收合併消滅法人における吸収合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算するこ<sup>と</sup>が適切であるときは、吸收合併の直前の吸收合併消滅法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期未処理損失の額をそれぞれ当該吸收合併存続法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期未処理損失の額をそれぞれ当該吸收合併存続法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期未処分利益の変動額とすることができる。ただし、先行取得分投資口がある場合にあつては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を吸收合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額から減じて得た額を吸收合併存続法人の出資剰余金の変動額とする。

2 吸收合併対価が存しない場合であつて、吸收合併消滅法人における吸収合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算するこ<sup>と</sup>が適切であるときには、吸收合併の直前の吸收合併消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額を当該吸收合併存続法人の出資剰余金の変動額とし、吸收合併の直前の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額を当該吸收合併存続法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の変動額とすることができます。ただし、先行取得分投資口がある場合にあつては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を吸收合併の直前の吸收合併消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額を当該吸收合併消滅法人の出資剰余金の変動額とする。

2 | 号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸收合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額  
イ 吸收合併の直前の出資総額

二 吸收合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ 吸收合併の直前の出資剰余金の額

ハ 吸收合併の直前の吸收合併消滅法人の出資剰余金の額

イ 吸收合併の直前の任意積立金の額 次に掲げる額の合計額

ハ 吸收合併存続法人又は吸收合併消滅法人の有する吸收合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 吸收合併後の任意積立金の額 次に掲げる額の合計額  
イ 吸收合併の直前の任意積立金の額

四 吸收合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額  
イ 吸收合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額  
ロ 吸收合併の直前の吸收合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

前項に規定する「吸收合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任<sup>意</sup>積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額

意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資総額、出資剩余额、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべきこと。

二 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、前条第二項第二号又は第五号に掲げる場合において、吸収合併存続法人がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

第二十六条 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る設立時発行投資口の払込金額とは、法第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次の各号に掲げる場合における金銭にあつては、当該各号に定める額）とする。

一 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（次号に掲げる

場合を除く。）当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替

相場に基づき算出された金額

二 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込

第二十六条 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る設立時発行投資口の払込金額とは、法第七十一条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）とする。

（新設）

（新設）

みを受けた場合における当該外国の通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額を含む。)により出資総額として計上すべき額を計算することが適切でない場合

当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

2  
(略)

(支配取得に該当する場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第二十七条 新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立法人の設立時の投資主資本等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「投資主資本等変動額」という。）とする。

一 新設合併取得法人に係る部分 当該新設合併取得法人の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法により定まる額

二 新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人に係る部分 当該新設合併消滅法人の投資主に交付される新設合併対価時価又は新設合併対象財産の時価を基礎として算定する方法により定まる額

三 新設合併が支配取得に該当する場合には、当該新設合併設立法人の設立時の出資総額 新設合併投資主払込資本額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内での新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上上の額に限る。）

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（新設合併簿価投資主資本額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るもの）

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。）

(時価で評価する場合における新設合併設立法人の投資主資本)

第二十七条 新設合併対象財産（新設合併取得法人の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めたときは、この限りでない。

一 設立時の出資総額 新設合併投資主払込資本額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で

、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上上の額に限る。）

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（新設合併簿価投資主資本額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るもの）

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。）

2  
(略)

該額を設立時の当期末処理損失の額とし、出資総額、出資剰余金及び任意積立金の額は零とする。

3

前二項の規定にかかるわらず、新設合併が支配取得に該当する場合は、新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができる。

一 新設合併取得法人に係る部分 第二十九条

二 新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人に係る部分 第一項

(同項第一号に係る部分を除く。) 及び前項

二 設立時の出資剰余金の額 新設合併投資主払込資本額（当該新設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあっては、零）から設立時の出資総額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 設立時の任意積立金の額 零

四 設立時の当期末処分利益の額 零

前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額  
ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額  
ロ 新設合併対価時価

ハ 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額  
新設合併取得法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

(共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合に  
は、新設合併設立法人の設立時の投資主資本等の総額は、新設合併  
対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法(一)  
前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該  
方法)に従い定まる額とする。

2 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合には、新設  
合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及  
び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、次の各号に掲げる部  
分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定さ  
れる額の合計額とする。

一 投資主資本承継消滅法人 次条第一項

二 非投資主資本承継消滅法人 前条第二項

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものと  
して計算すべき場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、  
新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅法人に  
ついての当該各号に定める額の合計額とする。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人(新設合併消滅法人がこの号に規定  
する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける  
当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の  
出資総額

ロ 非投資主資本承継消滅法人(投資主資本承継消滅法人以外の  
新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の非承  
継法人部分投資主払込資本額(1)に掲げる額から(2)に掲げる額  
を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)(当該非  
承継法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあっては  
(零)の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに  
従い定めた額(零以上の額に限る。)

(1) 新設合併簿価投資主資本額(非投資主資本承継消滅法人か

ら承継するものに係るものに限る。)

(2) 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該非

投資主資本承継消滅法人の投資口の帳簿価額

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ

及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 非承継法人部分投資主払込資本額（当該非承継法人部分投資

主払込資本額が零未満である場合にあっては、零）

ハ 前号ロに掲げる額

二 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する投資主資

本承継消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併

の直前の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる

額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の当期末処分利益

又は当期末処理損失の額

ロ 非承継法人部分投資主払込資本額が零未満であるときは、当該非承継法人部分投資主払込資本額

（出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本）

（投資主資本等を引き継ぐ場合における新設合併設立法人の投資主資本等）

新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にある場合で

第二十九条 新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき全部の新設合併消滅

第二十九条

あつて、新設合併消滅法人における新設合併の直前の投資主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときは、新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額とすることができる。ただし、先行取得分投資口がある場合にあっては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の合計額から減じて得た額を新設合併設立法人の設立時の出資剰余金の額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅法人があるときには、当該非対価交付消滅法人の出資総額及び出資剰余金の合計額を当該非対価交付消滅法人の出資剰余金の額とみなし、当該非対価交付消滅法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額を当該非対価交付消滅法人の任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額とみなして、同項の規定を適用する。

法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額の合計額

二 設立時の出資剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合計額

ロ 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の任意積立金の額の合計額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額の合計額

前項に規定する「新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失につき全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、次に掲げるいずれかの場合において、新設合併消滅法人がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

(1) 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合

(2) 第二十七条又は前条の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することができない場合

(その他の場合における新設合併設立法人の投資主資本等)

第三十条 第二十七条第一項及び第二十八条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立法人の設立時の出資総額、出資剰余金並びに任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額は、前二条の例により計算する。

(その他の場合における投資主資本)

第三十条 第二十七条及び第二十八条の規定を適用することにより投資主資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるところに準じて計算する。ただし、前条の規定を適用する場合は、この限りでない。

(資産の部の区分)

第三十七条 (略)

2 (略)

(資産の部の区分)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イヽニ (略)

ホ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるもの）を含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）

ヘヽチ (略)

リ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イヽハ (略)

ニ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）

ホヽト (略)

三ヽ五 (略)

4 (略)

（負債の部の区分）

第三十八条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものと

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イヽニ (略)

ホ 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）

ヘヽチ (略)

リ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イヽハ (略)

ニ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）

ホヽト (略)

三ヽ五 (略)

4 (略)

（負債の部の区分）

第三十八条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものと

する。

一 次に掲げる負債 流動負債

イート (略)

チ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

リ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イート (略)

ヘ 資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

ト (略)

(親法人投資口等の表示)

第四十四条 親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）又は子法人（法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の投資口は、親法人投資口又は子法人投資口の項目をもつて別に表示しなければならない。

(親法人投資口等の表示)

第四十四条 親法人又は子法人の投資口は、親法人投資口又は子法人投資口の項目をもつて別に表示しなければならない。

ヘ (略)

(営業損益金額)

第四十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

する。

一 次に掲げる負債 流動負債

イート (新設)

チ その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イート (新設)

(営業損益金額)

第四十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第五十条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第五十一条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第五十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

(経常損益金額)

第五十条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第五十一条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第五十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～七 (略)

一～七 (略)

七の二 金融商品に関する注記

(新設)

七の三 賃貸等不動産に関する注記

(新設)

八～十一 (略)

八～十一 (略)

(金融商品に関する注記)

第六十六条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(新設)

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(新設)

- 一 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〇五 (略)

六 当該投資法人の主要投資主（自己又は他人の名義をもつて当該投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口（次に掲げる投資口を除く。）を保有している投資主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ〇ハ (略)

七〇十 (略)

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〇五 (略)

六 デリバティブ取引（法第二条第六項に規定するデリバティブ取引をいう。第八十条において同じ。）につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七〇二十二 (略)

2 (略)

(投資法人の役員等に関する事項)

第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び

一〇五 (略)

六 当該投資法人の主要投資主（自己又は他人の名義をもつて当該投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口（次に掲げる投資口を除く。）を保有している投資主をいう。第七十五条第一号において同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ〇ハ (略)

七〇十 (略)

(投資法人の現況に関する事項)

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一〇五 (略)

六 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七〇二十二 (略)

2 (略)

(投資法人の役員等に関する事項)

第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び

会計監査人をいう。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一・二（略）

三 削除

四 （略）

五 辞任した役員等又は解任された役員等（投資主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該営業期間前の営業期間に係る資産運用報告の内容としたものを除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第百七条第一項又は第百十四条第六項の意見があるときは、その意見の内容

二 （略）

六 当該営業期間に係る当該投資法人の役員の重要な兼職の状況

七・十二 （略）

（投資法人の投資口に関する事項）

第七十五条 第七十二条第三号に規定する「投資法人の投資口に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

会計監査人をいう。以下同じ。）（当該営業期間中に辞任した役員等又は解任された役員等（投資主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項

四 （略）

五 当該営業期間中に辞任した役員等又は解任された役員等（投資主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、

次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 法第百七条第一項又は第百十四条第六項の意見があつたときは、その意見の内容

二 （略）

六 当該営業期間に係る当該投資法人の役員の重要な兼職の状況（第三号に掲げる事項を除く。）

七・十二 （略）

（投資法人の投資口に関する事項）

第七十五条 第七十二条第三号に規定する「投資法人の投資口に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該営業期間の末日において発行済投資口（自己投資口を除く。）の総数に対するその有する投資口の数の割合が高いことにおいて上位である十名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の有する投資口の数及び当該投資主の有する投資口に係る当該割合

二 （略）

一 当該営業期間の末日における主要投資主の氏名又は名称及び当該投資主の有する当該投資法人の投資口の口数

二 （略）

三 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十八号）

改 正 後

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百十九条第二項、第一百二十条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百十九条第二項、第一百二十条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イヽリ （略）

改 正 前

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百十九条第二項、第一百二十条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百十九条第二項、第一百二十条第六項、第一百三十八条第二項及び第一百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イヽリ （略）

（特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

（特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

第三十九条 法第三十条第二項において準用する会社法第百三十三条  
第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
。

一〇五 (略)

六 特定出資取得者が法第三十八条において読み替えて準用する会

社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取  
得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払  
つたことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(特定出資取得者からの承認の請求)

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、  
次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 特定出資取得者が法第三十八条において読み替えて準用する会

社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る特定出資を取  
得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払  
つたことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(優先出資社員名簿記載事項の記載等の請求)

第四十八条 法第四十五条第三項において準用する会社法第百三十三  
条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす  
る。

第三十九条 法第三十条第二項において準用する会社法第百三十三条  
第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする  
。

一〇五 (略)  
(新設)

(特定出資取得者からの承認の請求)

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、  
次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)  
(新設)

(優先出資社員名簿記載事項の記載等の請求)

第四十八条 法第四十五条第三項において準用する会社法第百三十三  
条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、優先出資取得者（法  
第四十五条第三項において読み替えて準用する会社法第百三十三条  
第一項に規定する優先出資取得者をいう。）が優先出資証券を提示

して請求をした場合とする。

一 優先出資取得者（法第四十五条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十三条第一項に規定する優先出資取得者をいう。次号において同じ。）が優先出資証券を提示して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が法第五十条第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却又は法第五十条

第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による競売に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却又は競売に係る代金の全部を支払つたことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（特定社債権者集会参考書類）

第七十一条 特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案及び提案の理由

2  
2  
4  
（略）

（新設）

（特定社債権者集会参考書類）

第七十一条 特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

2  
2  
4  
（略）

四 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

改 正 後

（定義）  
第一条（略）

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 ヘッジ会計 ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第十八条において同じ。）に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理を行う。

改 正 前

（定義）  
第一条（略）

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 ヘッジ会計 ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

（新設）

六 共通支配下関係 二以上の者（人格のないものを含む。以下この

の号において同じ。)が同一の者に支配(一時的な支配を除く。以下この号において同じ。)をされている場合又は二以上の者うちの一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

七 資産除去債務 有形固定資産(特定資産の部に表示される資産

であつてこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。)

)の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

八 金融商品 金融資産(金銭債権、有価証券及びデリバティブ取

引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。)をいう。)

及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるもの)を含む。)をいう。

九 貸貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産で

あつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(新設)

(新設)

(募集特定出資を引き受ける者を募集する場合)

第八条 法第三十六条の定めるところにより募集特定出資を引き受け  
る者の募集を行う場合には、特定目的会社の特定資本金増加額は、  
次に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第一項  
の規定により払込みを受けた金銭の額(次のイ又はロに掲げる場

(募集特定出資を引き受ける者を募集する場合)

第八条 法第三十六条の定めるところにより募集特定出資を引き受け  
る者の募集を行う場合には、特定目的会社の特定資本金増加額は、  
次に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第一項  
の規定により払込みを受けた金銭の金額(外国の通貨をもつて金

合における金銭にあつては、当該イ又はロに定める額)

錢の払込みを受けた場合にあつては、法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）

イ 外国のおもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）当該外国の通貨につき法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）

ロ 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国の通貨につき法第三十六条第一項第四号の期日の為替相場に基づき算出された額を含む。）により特定資本金増加額を計算することが適切でない場合当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

（新設）

二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第二項の規定により現物出資財産（法第三十六条第五項において準用する会社法第一百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。）の給付を受けた場合にあつては、当該現物出資財産の法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額（次のイ八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額（次のイ

二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた金銭以外の財産の法第三十六条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、同条第五項において準用する会社法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額

又は口に掲げる場合における現物出資財産にあつては、当該イ又  
はロに定める額)

イ 当該特定目的会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通

支配下関係にある場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場

合を除く。） 当該現物出資財産の当該給付をした者における

当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物

出資財産の価額により特定資本金増加額を計算することが適切

でないとき イに規定する帳簿価額

2  
(略)

（募集優先出資を引き受ける者を募集する場合）

第九条 法第三十九条から第四十二条までに定めるところにより募集  
優先出資を引き受ける者の募集を行う場合には、特定目的会社の優  
先資本金増加額は、法第四十一条第四項の規定により払込みを受け  
た金銭の額（次の各号に掲げる場合における金銭にあつては、当該  
各号に定める額）とする。

- 一 外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（次号に掲げる  
場合を除く。） 当該外国の通貨につき法第四十二条第一項の登  
記の日の為替相場に基づき算出された額
- 二 当該払込みを受けた金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込  
みを受けた場合における当該外国の通貨につき法第四十二条第一

（新設）

（新設）

2  
(略)

（募集優先出資を引き受ける者を募集する場合）

第九条 法第三十九条から第四十二条までに定めるところにより募集  
優先出資を引き受ける者の募集を行う場合には、特定目的会社の優  
先資本金増加額は、法第四十一条第四項の規定により払込みを受け  
た金銭の額（外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつ  
ては、同項の規定により払込みを受けた日の為替相場に基づき算出  
された金額）とする。

（新設）

（新設）

項の登記の日の為替相場に基づき算出された額を含む。)により  
優先資本金増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の  
当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

(転換特定社債の転換の請求又は新優先出資引受権の行使があつた  
場合)

第十条 (略)

2 新優先出資引受権の行使があつた場合には、特定目的会社の優先  
資本金増加額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 法第百四十五条第二項の規定により払込みを受けた金銭の額(一  
次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあつては、当該イ又は  
ロに定める額)

イ 外国のお通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合(ロに掲げる  
場合を除く。) 当該外国のお通貨につき当該払込みの時の為替  
相場に基づき算出された額

二 法第百四十五条第二項の規定により払込みを受けた金銭の金額  
(外国のお通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、行  
使時の為替相場に基づき算出された金額)

一 (略)

二 法第百四十五条第二項の規定により払込みを受けた金銭の金額  
(新設)

ロ 当該払込みを受けた金銭の額(外国のお通貨をもつて金銭の払  
込みを受けた場合における当該外国のお通貨につき当該払込みの  
時の為替相場に基づき算出された額を含む。)により優先資本  
金増加額を計算することが適切でない場合 当該金銭の当該払  
込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

(設立時又は成立後の義務が履行された場合)

(設立時又は成立後の義務が履行された場合)

第十一條 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加するものとする。

一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が法第十六条第三項第一号の財産を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）

## 二 （略）

第十七條 特定目的会社の設立に際して特定社員となる発起人が特定目的会社に対して払込み又は給付をした財産の額とは、次に掲げる額の合計額（零未満にあっては、零）とする。

一 法第十九条第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあっては、当該イ又はロに定める額）

イ 外国のお通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該外国のお通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額

ロ 当該払込みを受けた金銭の額（外国のお通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合における当該外国のお通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額を含む。）により特定

第十一條 次に掲げる義務が履行された場合には、特定目的会社の特定資本金の額は、当該義務の履行により特定目的会社に対して支払われた額が増加するものとする。

一 法第二十五条第二項において準用する会社法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が同項の現物出資財産等（法第十九条第一項の財産に限る。）を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）

## 二 （略）

第十七條 特定目的会社の設立に際して特定社員となる発起人が特定目的会社に対して払込み又は給付をした財産の額とは、次に掲げる額の合計額（零未満にあっては、零）とする。

一 法第十九条第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあっては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）

イ 外国のお通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該外国のお通貨につき払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額

（新設）

資本金の額として計上すべき額を計算することが適切でない場合  
当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額

二 法第十九条第一項の規定により金銭以外の財産（以下この条において「現物出資財産」という。）の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の給付があつた日における価額（次のイ又はロに掲げる場合における現物出資財産にあつては、当該イ又はロに定める額）

イ 当該特定目的会社と当該現物出資財産の給付をした者が共通

支配下関係となる場合（当該現物出資財産に時価を付すべき場

合を除く。） 当該現物出資財産の当該給付をした者における

当該給付の直前の帳簿価額

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、当該給付を受けた現物

出資財産の価額により特定資本金の額として計上すべき額を計算する」ことが適切でないとき イに規定する帳簿価額

（略）

3 2 第一項第二号の規定の適用については、現物出資財産について定款（法第十六条第二項に規定する定款をいう。以下同じ。）に定め

た額と、当該現物出資財産の帳簿価額（当該出資に係る特定資本金の額を含む。）とが同一の額でなければならぬと解してはならない。

（資産の内容）

二 法第十九条第一項の規定により給付を受けた金銭以外の財産の給付があつた日における当該財産の価額

（新設）

（略）

3 2 第一項の規定の適用については、設立時に発起人が出資する金銭

以外の財産について定款（法第十六条第二項に規定する定款をいう。以下同じ。）に定めた額と、当該財産の帳簿価額（当該出資に係る特定資本金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。

（資産の内容）

第二十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イヽカ (略)

ヨ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

二 次に掲げる資産 (ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。) 有形固定資産

イヽホ (略)

ヘ 工具、器具及び備品 (耐用年数が一年以上のものに限る。)

トヽリ (略)

三ヽ五 (略)

2 (略)

(負債の内容)

第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イヽヌ (略)

ル 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

ヲ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

一 次に掲げる負債 固定負債

第二十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イヽカ (略)

ヨ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産 (ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。) 有形固定資産

イヽホ (略)

ヘ 工具、器具及び備品 (耐用年数一年以上のものに限る。)

トヽリ (略)

三ヽ五 (略)

2 (略)

(負債の内容)

第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イヽヌ (略)

(新設)

ル その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

一 次に掲げる負債 固定負債

イ－ニ (略)

ホ| 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ヘ (略)

(営業損益金額)

第四十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第四十一条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第四十二条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

イ－ニ (略)

ホ| (新設)

ヘ (略)

(営業損益金額)

第四十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第四十一条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第四十二条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第四十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- |      |              |
|------|--------------|
| 一～七  | (略)          |
| 七の二  | 金融商品に関する注記   |
| 七の三  | 賃貸等不動産に関する注記 |
| 八～十一 | (略)          |

(金融商品に関する注記)

第五十七条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- |   |               |
|---|---------------|
| 一 | 金融商品の状況に関する事項 |
| 二 | 金融商品の時価に関する事項 |

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第四十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合は、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- |      |      |
|------|------|
| 一～七  | (略)  |
| (新設) | (新設) |
| 八～十一 | (略)  |

(新設)

(賃貸等不動産に関する注記)

第五十七条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 第六十三条第二号に規定する「特定目的会社の役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一・二 （略）

三 削除

四・五 （略）

六 辞任した役員又は解任された役員（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

イ （略）

ロ 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十五条

第一項（法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の意見があるときは、その意見の内容

ハ （略）

(新設)

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 第六十三条第二号に規定する「特定目的会社の役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一・二 （略）

三 特定目的会社の役員が他の法人その他の団体の代表者その他これらに類する者であるときは、その重要な事実

四・五 （略）

六 当該事業年度中に辞任した役員又は解任された役員（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項

イ （略）

ロ 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十五条

第一項（法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の意見があつたときは、その意見の内容

ハ （略）

七 当該事業年度に係る当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）の重要な兼職の状況

八・九 （略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において特定出資又は優先出資（自己特定出資及び自己優先出資を除く。）の総数に対するその有する特定出資又は優先出資の数の割合が高いことにおいて上位である十名の特定社員又は優先出資社員の氏名又は名称、当該社員の有する特定出資又は優先出資の口数（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあっては、優先出資の種類及び種類ごとの口数を含む。）及び当該特定社員又は優先出資社員の有する特定出資又は優先出資に係る当該割合

二・六 （略）

2 （略）

（特定目的会社の新優先出資引受権等に関する事項）

第六十七条 第六十三条第四号に規定する「特定目的会社の新優先出資引受権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該特定目的会社の役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において

七 当該事業年度に係る当該特定目的会社の役員（会計参与を除く。）の重要な兼職の状況（第二号に掲げる事項を除く。）

八・九 （略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において特定出資又は優先出資（自己特定出資及び自己優先出資を除く。）の総口数の十分の一以上の口数を有する特定社員又は優先出資社員の氏名又は名称及び当該社員の有する当該特定目的会社の特定出資及び優先出資の口数（異なる種類の優先出資を発行する特定目的会社にあっては、優先出資の種類及び種類ごとの口数）

二・六 （略）

2 （略）

（特定目的会社の新優先出資引受権等に関する事項）

第六十七条 第六十三条第四号に規定する「特定目的会社の新優先出資引受権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該特定目的会社の役員が職務執行の対価として当該特定目的会社から交付された当該特定目的会

て同じ。）が職務執行の対価として当該特定目的会社から交付された当該特定目的会社の新優先出資引受権等（新優先出資引受権又は転換特定社債の転換を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新優先出資引受権等を有する者的人数

該新優先出資引受権等の内容の概要及び新優先出資引受権等を有する者的人数

イ・ロ （略）

二・三 （略）

（会計監査人設置会社の特則）

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

一・六 （略）

七 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる

事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたもの）を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条

第五項において準用する同条第一項の意見があるときは、その意見の内容

二 （略）

社の新優先出資引受権等（新優先出資引受権又は転換特定社債の転換を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新優先出資引受権等の内容の概要及び新優先出資引受権等を有する者的人数

イ・ロ （略）

二・三 （略）

（会計監査人設置会社の特則）

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

一・六 （略）

七 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会の決議によつて解任されたものを除く。）があると

きは、次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 法第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条

第五項において準用する同条第一項の意見があつたときは、その意見の内容

二 （略）

第六十九条 (略)

2~4 (略)

5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第六十五条第七号の重要な兼職に該当する当該特定目的会社の役員(会計参与を除く。)についての当該兼職の状況の明細(重要でないものを除く。)

7| 6  
(略)

第五項第三号の明細については、同号の他の法人等の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

第七十条 (略)

2~6 (略)

7 取締役は、提供計算書類等の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知

第六十九条 (略)

2~4 (略)

5 各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる当該特定目的会社の役員(会計参与を除く。)についての兼務の状況の明細(当該他の会社の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を含む。)

6  
(略)

(新設)

第七十条 (略)

2~6 (略)

7 取締役は、提供計算書類等の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知

させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

五 特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）

	改 正 後	改 正 前
第十一條 社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十一條 社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十一條 社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）	二 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）	二 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）
三 (略)	三 (略)	三 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)	2~4 (略)
(取締役の選任に関する議案)	(取締役の選任に関する議案)	(取締役の選任に関する議案)
第十二條 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十二條 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第十二條 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 候補者が当該特定目的会社の取締役に就任した場合において特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）第六十五条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実	三 候補者が他の法人その他の団体を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）	三 候補者が他の法人その他の団体を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
四~六 (略)		

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、

社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

。

一・一 (略)

三 候補者が当該特定目的会社の監査役に就任した場合において特定目的会社の計算に関する規則第六十五条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

四 候補者が現に当該特定目的会社の監査役であるときは、当該特定目的会社における地位

五・七 (略)

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下

(監査役の選任に関する議案)

第十四条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、

社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

。

一・二 (略)

三 候補者が他の法人その他の団体を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

四 候補者が現に当該特定目的会社の監査役であるときは、当該特定目的会社における地位及び担当

五・七 (略)

第二十五条 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下

同じ。) を使用する方法によつて行われるものに限る。) をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 (略)
- 二 特定目的会社の計算に関する規則第七十条第四項第一号に掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項
- 三・四 (略)

同じ。) を使用する方法によつて行われるものに限る。) をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を特定社員又は優先出資社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 (略)
- 二 特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十  
四号)第七十条第四項第一号に掲げる事項を社員総会参考書類に  
記載することとしている場合における当該事項
- 三・四 (略)

六 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年總理府令第百三十三号）

改 正 後

（定義）

第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、受益証券、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

四 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権

改 正 前

（定義）

第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、受益証券、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

（新設）

（新設）

(これらに準ずるものを含む。)をいう。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるもの)を含む。)をいう。)をいう。

五 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(資産の部の区分)

第十二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる資産 流動資産

イヽチ (略)

リ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

二次に掲げる資産 有形固定資産

イヽハ (略)

ニ 工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上のものに限る。)

ホヽト (略)

三ヽ五 (略)

(新設)

第十二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる資産 流動資産

イヽチ (略)

リ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二次に掲げる資産 有形固定資産

イヽハ (略)

ニ 工具、器具及び備品(耐用年数一年以上のものに限る。)

ホヽト (略)

三ヽ五 (略)

(負債の部の区分)

第十九条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる負債 流動負債

イくヘ (略)

ト 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

チ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イくハ (略)

二 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ホ (略)

(営業損益金額)

第四十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第四十八条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

第十九条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる負債 流動負債

イくヘ (新設)

ト その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イくハ (新設)

二 (略)

(営業損益金額)

第四十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第四十八条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第四十九条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第五十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～四 (略)

四の二 金融商品に関する注記

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第四十九条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期純損益金額)

第五十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(注記表の区分)

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

四の三 賃貸等不動産に関する注記

五〇七 (略)

(金融商品に関する注記)

第五十五条の八の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第五十五条の八の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(新設)

五〇七 (略)

(新設)

四の三 賃貸等不動産に関する注記

四〇九 (略)

(新設)

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として

表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引（法第二条第六項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）の契約額等及び時価の状況表

2 (略)

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として

表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

2 (略)

[REDACTED]

七 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）

	改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）	（定義）
<p>第一条 （略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 資産除去債務 有形固定資産（特定資産の部に表示される資産であつてこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>五 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるもの）を含む。）をいう。）をいう。</p> <p>六 貸貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する</p>	<p>第二条 （略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第二条 （略）</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p>

不動産をいう。

(金融商品に関する注記)

第八条の二 金融商品に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価に関する事項

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三 賃貸等不動産に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 賃貸等不動産の状況に関する事項
- 二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(新設)

(新設)

(資産の内容)

第十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる資産 流動資産
  - イヽカ （略）
    - ヨ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

(資産の内容)

第十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる資産 流動資産
  - イヽカ （略）
    - ヨ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産 有形固定資産

イヽホ  
(略)

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）

トヽリ  
(略)

三ヽ五 （略）

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第二十二条 リースにより使用する固定資産に関する事項であつて、  
ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる、かつ、当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である受託信託会社等が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていらない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項は、注記しなければならない。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一ヽ四 （略）

二 次に掲げる資産 有形固定資産

イヽホ  
(略)

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）

トヽリ  
(略)

三ヽ五 （略）

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第二十二条 リースにより使用する固定資産は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である受託信託会社等が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていらない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一ヽ四 （略）

(負債の内容)

第二十六条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる負債 流動負債

イヽヘ (略)

ト 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

チ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済される  
と認められるもの

一次に掲げる負債 固定負債

イヽハ (略)

ニ 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ホ (略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

3 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には  
、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示し  
なければならない。

(経常損益金額)

第六十条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用

(負債の内容)

第二十六条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一次に掲げる負債 流動負債

イヽヘ (略)

(新設)

ト その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

一次に掲げる負債 固定負債

イヽハ (略)

(新設)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

(営業損益金額)

第五十九条 (略)

(略)

3 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には  
、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示  
しなければならない。

(経常損益金額)

第六十条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用

を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）

第六十一条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

（当期純損益金額）

第六十三条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を当期純損失金額として表示しなければならない。

用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）

第六十一条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

（当期純損益金額）

第六十三条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

八 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 後

目次

第一章 （略）

第二章 金融商品取引所

第一節～第八節 （略）

第九節 合併

第一款 （略）

第二款 合併に際しての計算

第一目 通則（第九十七条～第九十九条）

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算（第一百条・第一百一条）

第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併する場合の計算（第一百二条）

第四目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが新設合併する場合の計算（第一百三条～第一百六条）

第五目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併する場合の計算（第一百七条～第一百九条）

第十節 （略）

第三章・第四章 （略）

附則

改 正 前

目次

第一章 （略）

第二章 金融商品取引所

第一節～第八節 （略）

第九節 合併

第一款 （略）

第二款 合併に際しての計算

第一目 通則（第九十七条～第九十八条）

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算（第九十九条～第一百二条）

第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併する場合の計算（第一百三条）

第四目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが新設合併する場合の計算（第一百四条～第一百八条）

第五目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併する場合の計算（第一百九条）

第十節 （略）

第三章・第四章 （略）

附則

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 純財産等 会員金融商品取引所の基本金、基本準備金、基本積立金及び剰余金又は不足金をいう。

九 支配取得 法人が他の法人（当該法人と当該他の法人が共通支配下関係にある場合における当該他の法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の法人の事業に対する支配を得ることをいう。

十 共通支配下関係 二以上の者（人格のないものを含む。以下この号において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

(削る)

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

八 吸収合併後基本金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の後の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金の額をいう。

九 吸収合併直前基本金額 法第百三十七条に規定する吸収合併直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金の額をいう。

十 吸収合併後基本準備金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の後の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本準備金の額をいう。

十一 吸収合併直前基本準備金額 法第百三十七条に規定する吸収合併直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本準備金の額をいう。

十二 吸収合併後基本積立金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の後の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本積立金の額をい

う。

(削る)

十一 (略)

(削る)

十三 吸収合併後剰余金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の後の吸収合併存続会員金融商品取引所の剰余金の額をいう。

十四 (略)

(削る)

十五 吸収合併簿価純財産額 吸収合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から吸収合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。

十六 吸収合併対価簿価 吸収合併存続会員金融商品取引所における吸収合併の直前の帳簿価額（当該帳簿価額が適正でない場合にあっては、適正な価額をいう。以下同じ。）をいう。

十七 吸収合併直前基本積立金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本積立金の額をいう。

(削る)

十八 吸収合併直前剰余金額 法第百三十七条に規定する吸収合併の直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の剰余金又は不足金の額をいう。

十九 (略)

二十 新設合併取得会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商

品取引所のうち、法第百三十八条に規定する新設合併により支配取得をするものをいう。

十四 (略)

十二 (略)

十三 新設合併取得会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商

品取引所のうち、法第百三十八条に規定する新設合併により支配された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員金融商品取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員金融商品取引所をいう。

二十一 (略)

(削る)

(削る)

十五 (略)

(削る)

(削る)

十六 (略)

十七 承継消滅会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分である場合において、当該新設合併消滅会員金融商品取引所が承継消滅会員金融商品取引所となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。

十八 (略)

(削る)

二十二 設立時基本金額 新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金の額をいう。

二十三 新設合併簿価純財産額 新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。

二十四 (略)

二十五 設立時基本準備金額 新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本準備金の額をいう。

二十六 設立時基本積立金額 新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本積立金の額をいう。

二十七 設立時剩余金額 新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の剩余金又は不足金の額をいう。

二十八 (略)

二十九 承継消滅会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分である場合において、当該新設合併消滅会員金融商品取引所が第百八条第一号に規定する承継消滅会員金融商品取引所となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。

三十 (略)

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算

(のれん)

第九十九条 会員金融商品取引所は、吸收合併（法第二百三十七条に規定する吸收合併をいう。次条及び第一百一条において同じ。）又は新設合併（法第二百三十八条に規定する新設合併をいう。第二百三条から第一百五条までにおいて同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第一目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所の吸収合併の場合の計算

(削る)

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第九十九条 吸收合併対象財産の全部の取得原価を吸收合併対価の時価その他当該吸收合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合には、吸收合併存続会員金融商品取引所は、吸收合併（法第二百三十七条に規定する吸收合併をいう。以下この条から第二百二条までにおいて同じ。）に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、吸收合併に係る費用があるときは、当該費用のうち吸收合併対価として考慮すべきもののも吸收合併対価として考慮するものとする。

(新設)

(のれんの計上の禁止)

第一百条 吸收合併対象財産に吸收合併消滅会員金融商品取引所における吸收合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸收合併存続会員金融商品取引所は、吸收合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 吸收合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合における吸収合併存続会員金融商品取引所の純財産等の変動額)

第一百条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合には、吸収合併存続会員金融商品取引所において変動する純財産等の総額（次項において「純財産等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会員金融商品取引所による支配取得に該当する場合を除く。） 吸収合併対価時価又は吸収合併対象財産の時価を基礎として算定する方法（次号において「吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法」という。）

二 吸収合併存続会員金融商品取引所と吸収合併消滅会員金融商品取引所が共通支配下関係にある場合 吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（吸収合併対価時価等を基礎として算定する方法によるべき部分にあつては、当該方法。次号において「帳簿価額等を基礎として算定する方法」という。）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 帳簿価額等を基礎として算定する方法

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合における当該吸収合併存続会員金融商品取引所の純財産)

第一百一条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合（次条の規定を適用する場合を除く。）には、吸収合併存続会員金融商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併純財産変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併純財産変動額の範囲内で吸収合併存続会員金融商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併純財産変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併純財産変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額

三 吸収合併後基本積立金額 吸収合併の直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の基本積立金の額

四 吸収合併後剩余金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額

2 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合には、吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の増加額は純財産等変動額の範囲内で吸収合併存続会員金融商品取引所が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、基本積立金及び剩余金又は不足金の額は変動しないものとする。ただし、純財産等変動額が零未満の場合には、当該純財産等変動額を剩余金の減少額又は不足金の増加額とし、基本金、基本準備金及び基本積立金の額は変動しないものとする。

口 吸収合併純財産変動額が零未満であるときは、吸収合併純財産変動額

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合 吸収合併対価時価（吸収合併存続会員金融商品取引所の持分に係るものに限る。）

二 前号の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収合併簿価純財産額  
ロ 吸収合併対価簿価（吸収合併存続会員金融商品取引所の持分以外の吸収合併対価が存しない場合にあっては、零）

（純財産等を引き継ぐ場合における吸収合併存続会員金融商品取引所の純財産等の変動額）

第一百一条 前条の規定にかかわらず、吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合であつて、吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の純財産等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金、基本準備金及び基本積立金及び剩余金又は不足金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会員

（基本金等も引き継ぐ場合等における純財産）

第一百二条 吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金、基本準備金及び剩余金又は不足金につき吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の基本金、基本準備金及び剩余金又は不足金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、吸収合併後の吸収合併存続会員金融商品取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額

金融商品取引所の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剩余金又は不足金の変動額とすることができる。

2 吸収合併対価が存しない場合であつて、吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の純財産等を引き継ぐものとして計算する事が適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の合計額を当該吸収合併存続会員金融商品取引所の基本準備金の変動額とし、吸収合併の直前の基本積立金及び剩余金又は不足金の額を当該吸収合併存続会員金融商品取引所の基本積立金及び剩余金又は不足金の変動額とすることができる。

イ 吸収合併直前基本金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）

二 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本準備金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金の額及び基本準備金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本金の額及び基本準備金の額の合計額）

三 吸収合併後基本積立金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本積立金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本積立金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）

四 吸収合併後剩余金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前剩余金額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）の直前の吸収合併消滅会員金融商品取引所の基本積立金の額及び剩余金又は不足金の額の合計額）

2 前項に規定する「吸収合併存続会員金融商品取引所の基本金、基本準備金及び剩余金又は不足金につき吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の基本金、基本準備金及び剩余金又は不足金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは

、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員金融商品取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員金融商品取引所の持分である場合

ロ 吸収合併対価が存しない場合

三 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、前条第二項第二号に掲げる場合において、吸収合併存続会員金融商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

## 第一百二条

(略)

(削る)

(時価等で評価する場合におけるのれんの計上)

## 第一百三条

(略)

第一百四条 新設合併対象財産（新設合併取得会員金融商品取引所の財産を除く。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合には、新設合併設立会員金融商品取引所は、新設合併（法第百三十八条に規定する新設合併をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2

前項に規定する場合において、新設合併に係る費用があるときは、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものをも新設合併対価として考慮するものとする。

3

第一項に規定する場合において、新設合併取得会員金融商品取引所が新設合併の直前にのれんを計上しているときは、新設合併設立会員金融商品取引所は、当該のれんを資産又は負債として計上することができる。

(のれんの計上の禁止)

第百五条

新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員金融商品取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、新設合併設立会員金融商品取引所は、新設合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  
一 新設合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。  
二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

(支配取得に該当する場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等)

第一百三条 新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の純財産等の総額は、次の各号に掲げる

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産)

第一百六条 新設合併対象財産（新設合併取得会員金融商品取引所の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合

(削る)

部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「純財産等変動額」という。）とする。

一 新設合併取得会員金融商品取引所に係る部分 当該新設合併取得会員金融商品取引所の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法により定まる額

二 新設合併取得会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所に係る部分 当該新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に交付される新設合併対価時価又は新設合併対象財産の時価を基礎として算定する方法により定まる額

三 新設合併が支配取得に該当する場合には、当該新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金及び基本準備金の額は純財産等変動額の範囲内で新設合併消滅会員金融商品取引所が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、基本積立金及び剩余金又は不足金の額は零とする。ただし、純財産等変動額が零未満の場合には、当該額を設立時の不足金の額とし、基本金、基本準備金及び基本積立金の額は零とする。

3| 前二項の規定にかかわらず、新設合併が支配取得に該当する場合であつて、新設合併取得会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分であるときは、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剩余金又は不足金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができます。

併対価の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合において、新設合併取得会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部又は一部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分であるときは、新設合併設立会員金融商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併取得会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分である場合において、新設合併契約により次項の規定によるものと定めたときは、この限りでない。

一 設立時基本金額 新設合併出資金額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）（新設合併簿価純財産額が零未満である場合にあっては、零。次号において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会員金融商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併簿価純財産額（新設合併取得会員金融商品取引所から承継するものに係るものに限る。）

ロ 新設合併対価時価（新設合併設立会員金融商品取引所の持分に係るものであつて、新設合併取得会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に交付するものに限る。次項において同じ。）

二 設立時基本準備金額 新設合併出資金額から設立時基本金を減じて得た額（零以上の額に限る。）

三 設立時基本積立金額 零

一 新設合併取得会員金融商品取引所に係る部分 第百五条  
二 新設合併取得会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項

四 設立時剰余金額 零（新設合併出資金額（新設合併取得会員金融商品取引所から承継するものに係るものに限る。）が零未満であるときは、当該新設合併出資金額）  
前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。  
一 設立時基本金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会員金融商品取引所の新設合併の直前の基本金額

ロ 新設合併対価時価の範囲内で、新設合併消滅会員金融商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会員金融商品取引所の新設合併の直前の基本準備金の額

ロ 新設合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額

三 設立時基本積立金額 新設合併取得会員金融商品取引所の新設合併の直前の基本積立金の額

四 設立時剩余金額 新設合併取得会員金融商品取引所の新設合併の直前の剩余金又は不足金の額

（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等）

第一百四条 新設合併消滅会員金融商品取引所の全部が共通支配下関係

（新設）

にある場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の純財産等の総額は、新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる額とする。

2 新設合併消滅会員金融商品取引所の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

一 承継消滅会員金融商品取引所に係る部分 次条第一項

二 非承継消滅会員金融商品取引所に係る部分 前条第二項

（純財産等を引き継ぐ場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等）

第一百五条

（基本金等も引き継ぐ場合等における純財産）

第一百七条 新設合併設立会員金融商品取引所の基本金、基本準備金及び剰余金又は不足金につき全部の新設合併消滅会員金融商品取引所

にある場合であつて、新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分であり、かつ、新設合併消滅会員金融商品取引所における新設合併の直前の基本金、基本準備金及び剰余金又は不足金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合にあつては、新設合併設立会員金融商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時基本金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商

品取引所の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立会員金融商品取引所のうち非対価交付消滅会員金融商品取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所（非

2

前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会員金融商品取引所があるときには、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の合計額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金及び剩余金又は不足金の額とみなし、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金及び剩余金又は不足金の額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額とみなして、同項の規定を適用する。

会員金融商品取引所があるときには、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本金及び基本準備金の合計額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金及び剩余金又は不足金の額とみなし、当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金及び剩余金又は不足金の額を当該非対価交付消滅会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額とみなして、同項の規定を適用する。

対価交付消滅会員金融商品取引所を除く。) の基本金の額の合計額)

2

二 設立時基本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金の合計額 (新設合併消滅会員金融商品取引所のうちに非対価交付消滅会員金融商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の基本準備金の額及び各非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本準備金の額の合計額)

三

三 設立時基本積立金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の基本積立金の額の合計額 (新設合併消滅会員金融商品取引所のうちに非対価交付消滅会員金融商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所 (非対価交付消滅会員金融商品取引所を除く。) の基本積立金の額の合計額)

四

四 設立時剩余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額の合計額 (新設合併消滅会員金融商品取引所のうちに非対価交付消滅会員金融商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員金融商品取引所の剩余金又は不足金の額及び各非対価交付消滅会員金融商品取引所の基本積立金の額の合計額)

前項に規定する「新設合併設立会員金融商品取引所の基本金、基本準備金及び剩余金又は不足金につき全部の新設合併消滅会員金融商品取引所における新設合併の直前の基本金、基本準備金及び剩余金

金又は不足金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合「とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- 一 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員金融商品取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。
- 二 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分である場合であること。

三 次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

ロ イに掲げる場合のほか、前条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することができない場合において、新設合併消滅会員金融商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

(その他の場合における純財産)

(その他の場合における新設合併設立会員金融商品取引所の純財産等)

第一百六条 第百三条第一項及び第一百四条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の設立時の基本金、基本準備金並びに基本積立金及び剰余金又は不足金の額は、前二条の例により計算する。

- 第一百八条 第百六条の規定を適用することにより純財産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員金融商品取引所の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅会員金融商品取引所についての当該各号に定める額の合計額とする。ただし、前条の規定を適用する場合は、この限りでない。
- 一 設立時基本金額 次に掲げる額の合計額
  - イ 承継消滅会員金融商品取引所の基本金の額

口 非承継消滅会員金融商品取引所の新設合併簿価純財産額（非承継消滅会員金融商品取引所から承継するものに係るものに限り、当該新設合併簿価純財産額が零未満である場合にあつては零。次号口において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会員金融商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時基本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 承継消滅会員金融商品取引所の新設合併の直前の基本準備金の額

ロ 新設合併簿価純財産額から前号口に掲げる額を減じて得た額  
三 設立時基本積立金額 承継消滅会員金融商品取引所の新設合併の直前の基本積立金の額

四 設立時剩余金額 次に掲げる額の合計額

イ 承継消滅会員金融商品取引所の新設合併の直前の剩余金又は不足金の額

ロ 新設合併簿価純財産額（非承継消滅会員金融商品取引所から承継するものに係るものに限る。）が零未満であるときは、新設合併簿価純財産額

第一百七条 （略）

第一百八条及び第一百九条  
削除

（新設）  
第一百九条 （略）

